第60号議案

豊川市手数料条例の一部改正について

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成27年8月27日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 豊川市手数料条例(平成12年豊川市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3中18の項を19の項とし、12の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、11の項の次に次のように加える。

12	行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律(平成 25年法律第27 号)第7条第1項ド 規定する通知カード の再交付	通知カード 再交付手数 料	1件につき500円
----	--	---------------------	-----------

第2条 豊川市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3の11の項を次のように改める。

11	行政無続における等におりまた。 一でのの番号のの番号のの番号のの番号のの番号のの番号のの番号のの番号のの番号のの番	個人番号カ ード再交付 手数料	1件につき800円
----	--	-----------------------	-----------

別表第3の12の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」を「番号法」に改める。

附則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるとともに、住民基本台帳法の一部改正に伴い住民基本台帳カード交付手数料を廃止する必要があるからである。